

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和8年3月11日（水） 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時30分

出席者 委 員 委員長 大 浦 兼 政

市 村 隆 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

福 田 裕 司 中 島 克 訓 関 口 孫一郎

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 小太刀 孝 之 古 沢 ちい子 内 海 まさかず

小久保 かおる 針 谷 正 夫 白 石 幹 男

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議 事 課 長 野 中 繭実子

係 長 小 林 康 訓 主 査 田 島 沙由理

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本 真 一
都 市 建 設 部 技 監	増 山 輝 之
上 下 水 道 局 長	押 山 好 孝
道 路 河 川 整 備 課 長	阿 部 洋 一
道 路 河 川 整 備 課 長 治 水 対 策 室 長	後 藤 春 美
道 路 河 川 維 持 課 長	阿 部 幸 治
都 市 計 画 課 長	安 彦 利 英
公 園 緑 地 課 長	瀬 下 敏 行
建 築 住 宅 課 長	吉 澤 寿 夫
建 築 指 導 課 長	小 平 齊
水 道 建 設 課 長	川 又 俊 行
下 水 道 建 設 課 長	鈴 木 道 夫

令和 8 年第 2 回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和 8 年 3 月 1 1 日 午前 9 時開議 全員協議会室

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4 0 号 | 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 1 号 | 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4 2 号 | 栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 3 号 | 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 6 号 | 工事請負契約の締結について（今泉泉川線跨線橋下部（A 1）工事） |
| 日程第 6 | 議案第 4 7 号 | 市道路線の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 4 8 号 | 市道路線の廃止及び変更について |
| 日程第 8 | 議案第 1 7 号 | 令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 8 号）（所管関係部分） |

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大浦兼政君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（大浦兼政君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（大浦兼政君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第40号 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） おはようございます。本日の常任委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第40号 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。議案書及び議案説明書の議案書は72ページ、議案説明書は118ページでございます。

初めに、議案説明書の118ページをお開きください。まず、提案理由でございますが、栃木市総合運動公園の総合体育館の利用時に貸出しを行う器具等に運動マットを加えるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。運動マットの使用料に係る規定を加えること。別表第2関係であります。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、120ページ、121ページをお開きください。別表第2の新旧対照表でございますが、改正案であります121ページを御覧ください。別表第2中、区分に運動マットを加え、使用料を下

線で記載された金額に改めるというものでございます。

また、備考6の使用料、括弧の次に「運動マット及び」を加えるものでございます。

続きまして、議案書の72ページをお開きください。こちらは、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものであります。

続きまして、73ページを御覧ください。こちらは、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の条文になりますが、改正内容につきましては、先ほどの議案説明書の新旧対照表の内容でご説明をさせていただいておりますことから、省略させていただきます。

最後に、附則であります、この条例は、令和8年5月1日から施行するとするものであります。

以上で、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。説明ありがとうございます。

まず、今回、運動マット、1枚につき20円というのが新規に入ったということなのですが、この根拠についてお尋ねいたします。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） お答えいたします。

このマット20円の根拠でございますけれども、本県でこのようなマットを使用している自治体は実際なかったものですから、全国的に北海道から沖縄のほうまで、このような体育マットといいますが、実際空手マットになるのですけれども、一応それを調べさせていただきまして、その平均値が20円になったということで、今回20円と制定させていただきました。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 私、これだけ見ていると勘違いしていたのですけれども、フェンシングに係るマットなのかなと最初思ってしまったのです。それとはまた別なのですね。用途についてお伺いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） お答えいたします。

こちらのマットですけれども、主は空手、武道、そちらになるのですが、それ以外にもレスリングや体操、あるいはヨガとかエアロビですね。それ以外ですと、災害時なんかであれば、直接床の上で座ったりというよりは、スポンジみたいな30センチ角の、よくホームセンターなんかで売って

いる、張り合わせていくような、ああいったイメージの大きいものになります。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、平均で結構なのですけれども、年間の使用頻度はどれぐらいになるのでしょうか。量のことを聞きたいのですけれども。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） こちらにつきましては、来年度の予算で一応購入する予定でございますので、今現在ですと、昨年度、空手だけで言いますと、6回、大会を開かれているようですので、あとは空手以外で、先ほど申し上げましたようなヨガとかエアロビ、そういったちょっとした幼児の運動教室みたいな、そういったのがどの程度開かれるのかは、取りあえずやってみてという形になろうかと思えます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） その頻度ではなくて、実際に前年度ですとか、これまでにそのマットの使用頻度というか、空手だったら6回と今お聞きしましたけれども、枚数にして何枚ぐらい使うのでしょうかということを聞いたかったのですけれども。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 失礼いたしました。

空手ですと、1面当たり100枚使いまして、大会ですとそれを3面ですと、300枚使うような形になります。

○委員長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） そのマットなのですが、使用目的というのは、床を守るのか。それとも、敷いて、ひっくり返ったときに頭を打ったりとか何かをしたときに人間をけがから守るのか。何を目的なのか。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） どちらかという人を守るような形、けがとかから守るためのマットということになります。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） そもそもこのマット、今まではなかったわけですね。何かそういう、人を守るというお話でしたけれども、けが等とか、何かそういうことがあったからなのか。その辺の動機というのは変ですけれども、お聞かせいただけますか。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今回、このマットを購入するに当たりましては、昨年2月に、栃木市空手道連盟のほうから要望書が提出されまして、今までは自分たちでマットを持ち込んで大会等

開いていたという中で、何とか市のほうで空手マットを用意していただけないかという話がございまして、空手だけではなく、先ほど申し上げましたように、ほかの運動関係、あるいは災害時のそういった下に敷くマット、そういったものでも利用できるということを考えまして、うちで今回購入することにいたしました。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。ちなみに1枚当たり幾らぐらいするのですか。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今回購入するのは、1枚当たり6,000円で購入する予定です。予算として180万円を計上させていただいております。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第40号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第2、議案第41号 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） おはようございます。よろしくお願いします。

ただいまご上程いただきました議案第41号 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は74ページから75ページ、議案説明書は122ページから125ペ

ージまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明いたします。議案説明書の122ページを御覧ください。提案理由でございますが、令和6年1月発生 of 能登半島地震において、水道事業者が管理する排水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長引いておりました。これは宅内配管工事を担う地元市町村の業者の数が、宅内配管の被害の規模に比べて少なかったことや業者が被災したことに加えて、様々な工事需要が集中したことにより宅内配管の業者の確保が困難な状態になったことが主な要因とされております。

指定給水装置工事事業者の被災により、給水装置工事の早期復旧が困難となったことの事例を踏まえまして、国から事業者確保のための条例等改正に係る技術的助言が通知されたことによりまして、災害その他非常の場合において指定給水装置工事事業者の確保が困難な状況においても、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者が本市の給水装置工事の実施を可能とすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保することができることによりまして、上水道サービスの迅速な復旧、市民生活の早期正常化を図るため、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市水道事業給水条例の一部を改正することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要でございますが、他の市町村が指定した給水装置工事事業者に係る規定を加えるものでございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、124ページ、125ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案でございます。

第8条第1項及び第2項に、災害その他の非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者に係る規定を加えるものでございます。

次に、議案書によりご説明いたします。議案書74ページを御覧ください。制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

75ページは改正文でございますが、ただいま新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明いたします。この条例の施行期日は、公布の日から施行するものであります。

説明については以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ご苦労さまでございます。

災害時、復旧を急ぐというふうなことで、やっぱり震災とか何かで、ガス関係なんかですと、関

西なんかで被災すると、東京のほうからの業者なんかが行って手助けをして、早くガスなんかを復旧させるということもありますけれども、水道に関しましては、やはり栃木市の水道のことと、ほかの地域の、要するに水道の規制、それはどういうところが違うのですか。

○委員長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） まず、指定給水装置工事事業者につきましては、全国の自治体も含めまして、国の国家資格の給水装置工事主任技術者という資格を持っている方が指定業者になりますので、おおむね大体同じようなものになりますが、各市町村におきまして給水装置の工事仕様書、若干幾らか違いますが、おおむね同じようなものの形にはなっていると思います。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 大体共通しているというのは分かるのですが、やっぱり違うということになると、継ぎ手とか、いろんなものがちょっと地域によって違うのですが、そういうのを、例えば共通にするとか、そういうふうなことをやれば、技術とかそういうのが全く同じやり方で使えるのではないかなと思うのですが、そういうところまでというのはどうですか。継ぎ手を共通化するとか、そういうのは。

○委員長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） 今の委員のお話にありました、そういう継ぎ手等、共通なものいろいろありますが、年代とか、いろいろありまして、地下埋設されているものも含めていろんな状態もありますので、共通なものについては、その状況を見ながら、何かほじくった中での災害なんかで見ることになりますし、あとは栃木市においても給水工事の仕様書もありますので、そういう場合、災害が発生したときには、まず、うちの仕様書をお渡しして、そういう形で、これにのっとった形で工事のほうお願いしますという形を取っていくような形になります。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありますか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 給水装置工事事業者ということで、指定業者はどれぐらいあるのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） 栃木市におきましては、現在282業者あります。その中で、市内につきましては117、県内のほかの市町村が137、県外は28の業者で、合計282業者が指定されている状態であります。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第41号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第3、議案第42号 栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木下水道建設課長。

○下水道建設課長（鈴木道夫君） ご上程いただきました議案第42号 栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては76ページから77ページ、議案説明書は126ページから129ページに記載しております。

議案説明書により説明いたしますので、議案説明書126ページを御覧ください。初めに、提案理由でございますが、下水道排水設備指定工事店の指定を受けるために、営業所ごとに責任技術者を専属させることについて、国より規制緩和の技術的助言が通知されていることに伴いまして、責任技術者の専属を選任に改め、複数の営業所を兼任できるようにすること。また、令和6年1月発生の能登半島地震において下水道排水設備指定工事店の被災により排水設備の早期復旧が困難となった事例を踏まえ、国から事業者の確保についても技術的助言が通知されたことを受けまして、災害その他非常の場合におきまして、下水道排水設備工事指定店の確保が困難な状況にあっても、他の市町村等が指定しました下水道排水設備指定工事店が本市の排水設備工事を施工することができるよう所要の改正を行うために栃木市下水道条例の一部を改正するものです。

改正の概要につきましては、責任技術者の専属を選任に改め、複数の営業所について兼任できるようにすること。災害等の緊急時において、排水設備の工事が行えるものとして、指定工事店のほ

かに本市の下水道事業管理者が必要と認めた場合において、他の市町村の下水道事業の管理者が指定している業者も含めることに改め、公布の日から施行するものであります。

こちらは新旧対照表によりご説明させていただき、また参照条文につきましてはご説明を省略させていただきます。

次の128ページ、129ページを御覧ください。改正案第6条は、文中の「が専属する」を「を選任する」に、「指定したもの」を「指定した者」と漢字表記に改め、その末尾に「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が指定した者が排水設備等の新設等の工事を行う必要があると認めるときは、この限りではない。」との規定を追加するものであります。

次に、改正案第31条については、「（昭和27年法律第292号）」の部分が重複しているため、削除するものであります。

議案書にお戻りいただきまして、76ページを御覧ください。こちらは制定文でございます。

次の77ページの改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたとおりでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日より施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。栃木市内の指定工事店の数を教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 鈴木下水道建設課長。

○下水道建設課長（鈴木道夫君） 現在、栃木市内に147店、市外が125店、合計272店です。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第42号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第4、議案第43号 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木下水道建設課長。

○下水道建設課長（鈴木道夫君） 続きまして、ご上程いただきました議案第43号 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は78から79ページ、議案説明書は130ページから133ページに記載しております。

議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の130ページを御覧ください。初めに、提案理由でございますが、農業集落排水事業においても、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した指定工事店が排水設備の工事を行えるようにするに当たり、栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の関連部分について改正が必要になったため、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、他の市町村長が指定した工事店に係る規定を加え、それに伴う字句の整理を行うことであります。

こちらは新旧対照表によりご説明させていただき、また参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次の132ページ、133ページを御覧ください。改正案第6条は、第6条中「の規定する」を「に規定する」に改め、指定工事店の次に「（同条ただし書の規定により排水設備等の新設等の工事を行う者を含む。）」を加えます。

議案書にお戻りいただきまして、78ページを御覧ください。こちらは制定文でございます。

次の79ページの改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたとおりでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日より施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第43号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第5、議案第46号 工事請負契約の締結について（今泉泉川線跨線橋下部（A1）工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第46号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づき説明を申し上げます。議案書は94ページ、議案説明書は156ページから159ページであります。

初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが、156ページをお開きください。提案理由でございますが、令和7年3月13日に工事請負契約を締結いたしました今泉泉川線跨線橋下部（A1）工事について、設計変更に伴い、契約金額が栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条で定める金額を超えることになったため、工事請負契約を栃木市西方町金崎225番地5、川上建設株式会社西方本社、代表取締役、川上恵子と締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

次に、157ページの参考欄といたしまして、工事名は今泉泉川線跨線橋下部（A1）工事。

工事場所は、栃木市今泉町2丁目地内であります。

工事概要につきましては、都市計画道路今泉川線道路整備事業の中で、東武線との立体交差部において跨線橋を計画しており、今回の工事としましては、東武線東側の橋台である跨線橋下部を整備するものでありまして、逆T式橋台1基、高さ11.8メートル、コンクリート量が566立方メートル及びくい基礎15本、長さ6メートル、径1,200ミリメートルです。

主な工種といたしましては、場所打ちぐい工15本、橋台躯体工、変更前が563立方メートル、変更後におきましては566立方メートル。鋼矢板圧入工、変更前がウオータージェット併用工法160枚、変更後におきましては硬質地盤クリア工法160枚であります。

契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札。

契約金額につきましては、変更前が1億4,641万円、変更後におきましては1億6,548万4,000円であります。

次に、158ページから位置図、159ページが橋梁一般図及び平面図となっております。

続きまして、議案書の94ページをお開きください。議案第46号 工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由といたしましては、鋼矢板圧入工において玉石が多数存在し、鋼矢板が打ち込めないことから、工法を変更するものであります。また、東武鉄道との現地協議において、列車運行上の安全確保の観点から、作業指揮者及び列車監視員を配置する作業が増えたことから増高するものであります。

以上で、議案第46号 工事請負契約の締結につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。1,900万円ぐらいが変更後で増になっているのですけれども、先ほどの最後の説明で、鋼矢板が入らないというお話があったと思うのですが、これはどの時点で分かった話なのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） 工事の現場で入りまして、実際、最初の工法で打ち込みをしたところ、矢板が入らないということが判明いたしまして、それで工法を変更したというものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） こういうのは事前には分かりにくいものなののでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） こちらにつきましてはボーリング調査をしております、途中から玉石の層が出てくることは想定されております。しかしながら、全て全部掘るわけではありま
せんので、場所によっては入りづらいというところも出てきたものですから、工法変更を余儀なく
されたということでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） この議案説明書の157ページでいきますと、橋台、躯体工が僅か3立米
ですか、増えて、その鋼矢板の圧入工の方法が変わったということで、要はほぼウォータージェッ
ト併用工法から硬質地盤クリア工法になったことで1,900万円が増になったと、こういうふうな理
解でよろしいでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） この約1,900万円の増加につきましては、この矢板の工法変更
と、あと東武鉄道との立会いの結果、列車監視員とか作業員、そちらが主な変更の増の理由となっ
ております。コンクリートのボリュームは3立米ですので、大した金額ではないということでござ
います。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） その東武鉄道との監視員の変更というのは、もうちょっと具体的に教え
てもらっていいですか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） こちらは、橋りょうの矢板を施工する際に大型クレーン等を投
入しまして、鉄道の近くを工事します。そうしますと、通常列車が走行しているものですから、列
車に危険が伴わないように監視員というものを設けることになっております。こちらにつきまし
ても、当初、東武鉄道と協議をしまして、ある程度の人数というものは、こういった形でやりま
すという了解はいただいていたのですけれども、現場の施工業者が決まりまして、その後、現地立
会いの結果、安全上、もう少し配置してほしいということから人数の増加となったということでご
ざいます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 単純なことお伺いいたします。

この鋼矢板の注入工法の違い。今まではウォータージェット併用工法、今度は硬質地盤クリア工

法だと。変更になったわけですがけれども、これはどういうふうに違うか、説明お願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） まず、当初予定しておりましたウオータージェット併用というのは、水圧で玉石をどかしながら矢板を打ち込んでいくという工法になります。変更後の硬質地盤クリア工法というのは、簡単に言いますと、要は石を砕いてしまう、砕きながら圧入していくという工法に変わりました。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 事前調査でそういった玉石があったということであれば、そういう工法も当初から考えるべきではなかったかなと思うのですが、よろしくご答弁お願いします。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） こちらの工法につきましては、N値という地盤の強度を示す値がございまして、こちらN値が50、簡単に言いますと岩盤です。そちらの層、N値50以内と我々は言うのですけれども、N値50以内の場合には、我々の設計積算基準というものがございまして、そちららの基準ではウオータージェット方式の工法で積算しなさいという、最初から決まりがございまして、なので、最初から効果なそういう工法でやることができなかったということでございます。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そうしますと、今度は反対側も今年度で実施するわけですね。そうすると、同じ工法でやられるということでございますか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） 委員おっしゃるとおり、最初の工法の選定については、同じようなN値の値が出ておりますので、同じような形になってくるかなというふうに思っております。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） この工法変更に伴う契約金額なのですが、要は説明書のほうにも、157ページのほうに工事の概要ということで記載がされているのですが、詳細に、例えば監視の人をつけたりとかというのがあるのですけれども、そういう金額がちょっと見えてこないの、私、判断できないところも多々あるのですが、それでお聞きしたいのは、執行部としてこの金額の妥当性のご見解についてお伺いしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） すみません。金額の変更増した妥当性ということでよろしいでしょうか。

〔「1,900万円増えているわけで、その项目的に内訳がよく見えな
いのです」と呼ぶ者あり〕

○道路河川整備課長（阿部洋一君） まず、この工事の概要のところは、我々ちょうど設計書があるのですけれども、あくまでも工種ですね。例えば工事のそういう側溝とか、擁壁とかあると思うのですけれども、人工（にんく）、要は普通作業員とか監視員とか、そういったものの変更増の場合というのは、設計書の概要のところには、今まで表記はしていないというところでございます。それがちょっといいかどうかというのは、また契約検査等も入れまして、それが可能かどうかというのは今後検討材料とさせていただきたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） よく分かっているのですけれども、ただ判断、こちらは議会として判断するに当たりまして、その辺がよく見えていないと、これで本当に判断してしまっているのかなという疑念が起きますので、できれば、これを議案として上げてきたということは、それなりの金額の妥当性については理解しているのではないかなと思うので、その辺を確認したかったという質問なのです。

○委員長（大浦兼政君） 事務経費が幾らかも知りたいということによろしいわけですよ。この工事が幾らぐらいで変更でという意味によろしいですか。そういった細かい内訳は言えるのでしょうか。

阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） すみません。まず、矢板の工法変更につきましては約700万円増となっております。同じくこちらの人員の増についても、すみません。失礼しました。まず、矢板の工法の打ち込み変更につきましては約1,000万円となります。作業員等の増高につきましては約700万円ということになります。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） これ工事が、今の2つの話で1,900万円ということなのですが、この矢板の工法変更による設計の変更というのはないですか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） こちらの工法の変更によりまして設計変更はいたします。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。聞き方が悪かった。設計変更に伴う費用の変更というのはないですか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） 工法を変えてまして、当然そういう経費とかも当然その分加味はされておりますので。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） その設計変更に関する費用はどこに入っているのですか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） すみません。まず、設計変更に関する費用といいますのは、設計書は我々担当職員が積算を変更しますので、そういった経費というものはかかっておりません。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。確認ですけれども、そもそもの設計の、委託している設計料に関しての変更はなくて、それは内部での作業で処理したという、そういう意味ですか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第46号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第6、議案第47号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第47号 市道路線の認定についてご説明いたしま

す。議案書は95ページ、議案説明書は160ページでございます。

初めに、議案説明書の160ページをお開きください。提案理由でございますが、開発行為により整備された路線及び栃木インター西土地区画整理事業により整備された路線について、道路法第8条第1項の規定により市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、161ページの市道路線認定位置図を御覧ください。市道11422号線につきましては、沼和田町地内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、延長が113メートルでございます。

続きまして、162ページの市道13500号線につきましては、大町地内において民間開発により整備され、市に帰属された道路であり、延長が104メートルであります。

続きまして、163ページの市道14377号線、14378号線、14379号線につきましては、吹上町地内の栃木インター西土地区画整理事業により整備された道路であり、3路線の総延長は766メートルであります。なお、14378号線及び14379号線につきましては、歩行者専用道路となり、延長は203メートルであります。

続きまして、164ページの市道14380号線につきましては、平井町地内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、延長が326メートルであります。

続きまして、165ページの市道21313号線、21314号線、21315号線につきましては、大平町富田地内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、3路線の総延長は260メートルであります。

続きまして、166ページの市道22316号線につきましては、大平町西野田地内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、延長が116メートルであります。

続きまして、167ページ、市道43414号線につきましては、都賀町合戦場等地内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、延長が185メートルであります。

続きまして、168ページの市道61280号線につきましては、岩舟町静和地内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、延長が198メートルであります。

位置図につきましては以上でございます。

次に、議案書の95ページをお開きください。ただいま認定地図にてご説明いたしました合計12路線を道路法第8条第1項の規定により市道として認定したいので、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第47号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第7、議案第48号 市道路線の廃止及び変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） ただいまご上程いただきました議案第48号 市道路線の廃止及び変更についてご説明いたします。議案書は97ページ、議案説明書は169ページでございます。

初めに、議案説明書の169ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木インター西土地区画整理事業により不用となった路線等について、道路法第10条第1項の規定により廃止するため、また一部が県道バイパスとして整備された路線等について、同条第2項の規定により変更するため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、路線の廃止についてご説明いたします。171ページの位置図を御覧ください。吹上町地内の栃木インター西土地区画整理事業の施行に伴い不用となりました市道14164号線を廃止するものであります。

続きまして、172ページの位置図を御覧ください。藤岡町蛭沼地内の旧部屋保育園において利用者の利便性向上を目的に道路用地として一部を借り上げ、認定、供用してきた路線について、借地契約が解除となったことから、周辺を含めた路線の見直しを行い、市道32130号線を廃止するもの

であります。

続きまして、路線の変更についてご説明いたします。174、175ページの変更前、後の位置図を御覧ください。今泉町1丁目及び大宮町地内において、市道12189号線の一部が県道栃木二宮線バイパスとして整備されたことから、県道との重複部分である西寄り約1,260メートルを廃止するため、終点位置を変更するものであります。

176ページ、177ページの変更前、後の位置図を御覧ください。吹上町地内栃木インター西土地区画整理事業の施行に伴い、市道14151号線の東寄り約230メートルが不用となったことから、終点位置を変更するものであります。

続きまして、178、179ページの変更前、後の位置図を御覧ください。藤岡町蛭沼地内の旧部屋保育園において、利用者の利便性向上を目的に道路用地として一部を借り上げ、認定、供用していた路線について、借地契約が解除となったことから、周辺を含めた路線の見直しを行い、市道32128号線の東寄りを廃止し、南側へ終点位置を変更するものであります。

路線廃止及び変更の位置図につきましては以上でございます。

次に、議案書の97ページをお開きください。ただいま位置図にてご説明いたしましたとおり、道路法第10条第1項及び第2項の規定により、市道路線を廃止及び変更したいので、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。教えてもらいたいのですけれども、今のご説明の議案説明書の178ページ、179ページ、借地契約終了によって見直して、179ページのように32128号線になったというご説明でした。これは変更前の旧部屋保育園跡地のほうに延びている道路に関しての取扱いはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） 基本的には、今回延びていますところにつきましては、借地という形で借地契約を結んで道路を告示しまして認定と供用開始ということを行っておりましたので、今回、その旧部屋保育園の跡地が市の管轄ではなくなってくるということで、それに合わせまして借地契約を解除というふうに地権者から言われましたので、その部分を解除しましたので、基本的には民地という形になる予定でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。勝手に勘違いしていたようです。172ページの32130号線のここが借地契約というわけではないのですね。ここはここで市道で32130号線だったのを32128号線にするために一旦廃止して、それを使っていたと。今のお話の旧部屋保育園跡地の北側の道路が、ここが借地だった、そういうことですね。分かりました。すみません。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） 今、委員さんのご指摘のとおりでありまして、実は借地をお返しするに当たりまして、32130号線と32128号線、2路線ありました市道が重複するというような形になりますので、130号線のほうを廃止しまして、128号線の終点部分の位置の変更ということでお願いしているところであります。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ありがとうございます。よく分かりました。

ちなみに、こういう借地契約をして市道認定されている場所というのは、市内に結構あるのですか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） すみません。基本的には、借地契約を結んでということではなく、もともと民地の上に道路の認定をかぶせているというところにつきましては、数は結構あります。ただ、ここにつきましては、当時藤岡町時代に部屋保育園を運営しているときに、道路として抜くといいますか、通り抜けができるようにという利便性を図るために民間から借地契約をしまして、保育園の一部という形で運用を行ったみたいなのですが、そこに伴います道路法に基づく道路としての契約ということで借地契約を持っていたというのが現状であります。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第48号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 10 時 00 分)

○委員長（大浦兼政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 10 分)

◎議案第 17 号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第 8、議案第 17 号 令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 8 号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

阿部道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（阿部洋一君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第 17 号 令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 8 号）のうち所管関係部分についてご説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、補正予算書の 64、65 ページを御覧ください。2 款 1 項 5 目 財産管理費は、補正額 7 億 4,706 万 1,000 円の増額のうち所管関係部分は 166 万 1,000 円の減額であります。説明欄の市有建築物定期点検業務委託費につきましては、業務委託の入札により不用額が生じた委託料を減額するものであります。

ページ飛びまして、82、83 ページをお開きください。4 款 1 項 5 目 公害対策費は、補正額 5,629 万 2,000 円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員に変更が生じたことによる差額分等を精査し、職員の給料、扶養手当等及び共済費について不用額が見込まれるため補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により不用額が見込まれるため、職員の給料等補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次の浄化槽設置補助事業費につきましては、浄化槽設置の補助申請件数が当初の見込みを下回るため減額するものであります。

ページ飛びまして、92、93 ページをお開きください。8 款 1 項 2 目 建築指導費は、補正額 1,390 万 6,000 円の減額であります。説明欄の狭あい道路整備補助金につきましては、狭隘道路の分筆及び工作物撤去費用の補助申請件数が当初の見込みを下回るため減額するものであります。

次の木造住宅耐震化促進事業費につきましては、民間木造住宅の耐震建て替えの補助及び耐震診断士派遣の申請件数が当初の見込みを下回るため減額するものであります。

次のブロック塀等撤去改修促進事業費につきましては、ブロック塀等撤去改修の補助申請件数等

が当初の見込みを下回るため減額するものであります。

次のページを御覧ください。８款２項２目道路維持費は、補正額300万円の減額であります。説明欄の市道維持管理費につきましては、藤岡町富吉地内市道32158号線擁壁修繕設計業務委託の入札により生じた不用額を減額するものであります。

次に、３目道路新設改良費は、補正額2,210万円の増額であります。説明欄の市道1033号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、地権者との協議が継続中の用地取得について不測の日数を要することから、土地購入費を減額するものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町１・２丁目・日ノ出町）につきましては、国の第１次補正予算を活用し側道工事を前倒しして執行するため工事請負費を増額するもの、また地権者と協議が継続中の用地取得について不測の日数を要することから、土地購入費を減額するものであります。

次の市道2089号線道路改良事業費（大平富田）につきましては、地権者と交渉した結果、相続の手續に不測の日数を要することから、土地購入費を減額するものであります。

次の市道1047号線踏切道改良事業費（大平富田）につきましては、東武鉄道株式会社と協定し実施した日光線第248号踏切拡幅改良工事に係る調査設計業務の精算の結果、当初、予算要求時の価格より定額となったため、委託料を減額するものであります。

次のページを御覧ください。８款３項１目河川総務費は、補正額388万円の減額であります。説明欄の河川維持管理費につきましては、岩舟町静戸地内水路管理用道路整備工事の入札により生じた不用額を減額するものであります。

次のページを御覧ください。８款４項３目公園費は、補正額5,680万円の増額であります。説明欄の公園施設長寿命化対策事業費につきましては、国の第１次補正予算の活用により、令和８年度予定事業を前倒し執行するため、栃木市総合運動公園硬式野球場及びプール等のキュービクル更新工事費を増額するものであります。

次に、４目まちづくり事業費は、補正額2,871万円の増額であります。説明欄の観光・交流拠点整備事業費につきましては、国の第１次補正予算を活用し、令和８年度予定の工事を前倒し執行するため、観光・交流施設整備建築工事費を増額するものであります。

次の都市景観形成事業費につきましては、歴史的建造物２棟の修景工事費が当初想定よりも安価であったことから、栃木市歴史的町並み景観形成補助金を減額するものであります。

次のページを御覧ください。８款５項１目住宅管理費は、補正額1,629万1,000円の減額であります。説明欄の市営住宅リフレッシュ事業費につきましては、設計業務委託及び改修工事の入札により不用額が生じたため、委託料及び工事請負費を減額するものであります。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。ページ戻りまして、52、53ページを御覧ください。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の補正額は2,483万円の減額であります。説明欄、循環型社会形成推進交付金（下水道建設課）につきましては、浄化槽設置補助金の減額に合わせて減額するものであります。

次に、4目1節道路橋りょう費補助金の補正額は661万6,000円の減額であります。説明欄、防災・安全交付金（子どもたちの安全・安心を確保する通学路整備）、社会資本整備総合交付金（拠点間の連携・交流を支えるとちぎの道づくり）及び踏切道改良計画事業補助金につきましては、交付決定額に合わせて減額するものであります。

次に、2節都市計画費補助金の補正額は、4,267万4,000円の増額のうち所管関係部分は4,436万9,000円の増額であります。説明欄、都市構造再編集集中支援事業補助金（栃木市中心市街地地区）につきましては、国の追加補正が決定され、観光・交流拠点整備事業に対する交付金を増額するものであります。

次の防災・安全交付金（公園施設長寿命化対策支援事業）につきましては、国の第1次補正予算の交付決定額に合わせて増額するものであります。

次に、3節住宅費補助金の補正額は3,281万6,000円の減額であります。説明欄、社会資本整備総合交付金（市営住宅リフレッシュ事業）につきましては、交付決定額に合わせて減額するものであります。

次の防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）及び社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）につきましては、交付決定額に合わせて減額するものであります。

次のページを御覧ください。16款2項3目1節保健衛生費補助金の補正額は754万6,000円の減額であります。説明欄、栃木県浄化槽設置整備費補助金につきましては、浄化槽設置補助金の減額に合わせて減額するものであります。

次に、4目2節林業費補助金の補正額280万円の減額のうち所管関係部分は80万円の減額であります。説明欄、とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金につきましては、補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

次のページを御覧ください。6目1節住宅費補助金の補正額は286万7,000円の減額であります。説明欄、民間住宅耐震診断等助成事業補助金、民間住宅耐震改修等助成事業補助金及びブロック塀等撤去事業補助金につきましては、補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

歳入につきましては以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 安彦都市計画課長。

○都市計画課長（安彦利英君） 続きまして、8ページ、繰越明許費補正の追加についてご説明いたします。

下から3つ目の8款1項土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、県が事業地を調査したところ、当初の計画区域から事業区域を拡大することにしたため、計画変更の見直しに

期間を要し、事業の年度内完了が見込めないことから負担金を繰り越すものであります。

次の狭あい道路整備補助金につきましては、補助対象者の狭隘道路の分筆、登記について、年度内の完了が見込めないことから補助金を繰り越すものであります。

次の木造住宅耐震化促進事業につきましては、補助対象者の民間木造住宅耐震建て替え及び耐震改修工事について、年度内の完了が見込めないことから、補助金を繰り越すものであります。

次のページを御覧ください。ブロック塀等撤去改修促進事業につきましては、補助対象者のブロック塀撤去工事について、年度内の完了が見込めないことから補助金を繰り越すものであります。

次の2項道路橋りょう費、市道維持管理につきましては、9月補正予算において増額した片柳町1丁目地内市道1036号線側溝修繕工事を発注しましたが、12月に契約となったため、標準工期が不足し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道1033号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）につきましては、電柱移設に期間を要し、工事の年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道各号線通学路歩道整備事業につきましては、用地取得において関係地権者との協議に期間を要し、工作物等の移転について年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道1073号線交通安全施設整備事業（藤岡学校通）につきましては、用地の取得に伴う関係地権者の物件移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の2065号線道路改良事業（栃木平井町）につきましては、電柱移設に期間を要し、工事の年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、国の第1次補正予算の活用により側道工事の前倒し執行を予定しているが、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すもの、また用地取得において物件移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の生活道路拡幅整備事業につきましては、用地の取得に伴う関係地権者の物件移転及び改良工事の支障となる電柱の移設に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の3項河川費、主要地方道桐生岩舟線地域排水整備事業（岩舟静）につきましては、県が用地交渉に期間を要し、工事の年度内の完了が見込めないことから、負担金を繰り越すものであります。

次の4項都市計画費、都市公園等管理につきましては、蔵の街広場施設改修工事において、入札の不調により標準工期が不足し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の公園施設長寿命化対策事業につきましては、国の第1次補正予算の活用により、令和8年度

予定事業を前倒し執行するため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の観光・交流拠点整備事業につきましては、観光・交流施設における建築物の詳細設計に期間を要するとともに、国の第1次補正予算を活用し前倒し執行する工事であり、年度内の完了が見込めないことから、委託料及び工事請負費を繰り越すものであります。

続きまして、11ページ、繰越明許費補正の変更についてご説明いたします。8款3項河川費、雨水・浸水対策事業につきましては、工事で支障となった電柱の移設が関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないことから、令和7年6月議会において議決いただきました工事請負費の繰越明許費の額に物件移転等補償金を付け加え、金額を変更するものであります。

以上で一般会計補正予算所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。99ページ、公園施設長寿命化対策事業費の中で、総合運動公園のキュービクル更新工事費が5,680万円という金額が計上されているのですけれども、これ、もうちょっと詳しく中身を教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） こちらの工事になりますけれども、令和7年度に委託設計を行いまして、工事をやりますのは硬式野球場のキュービクル更新及びプール棟のキュービクル更新の2か所になります。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） そのキュービクルの台数というのは何台あるのですか。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） おのおの1台ずつになります。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 1台ずつで5,600万円、そんなにかかるのですか。どのくらいの規模な

のですか。更新ということは、そっくり入れ替えるわけですか。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） このキュービクル更新につきましては、キュービクルの中に入っておりますP C Bの処分が一番の目的となっております。これが令和9年3月までに処分しなくてはならないということになっておりますので、丸々更新、新しいものに入替えという形になります。以上です。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第17号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（大浦兼政君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前10時30分）